

鳥取労働局発表  
平成31年1月25日(金)

担	鳥取労働局職業安定部長 喜多見 靖
当	職業安定部職業対策課長 黒阪 槇也
	TEL 0857-29-1708

## 鳥取労働局における「外国人雇用状況」届出状況の集計結果 (平成 30 年 10 月末現在)

～ 平成 19 年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新 ～

鳥取労働局(局長 <sup>まるやま</sup>丸山 <sup>よういち</sup>陽一)は、平成 30 年 10 月末現在の外国人雇用状況についての届出状況をとりとめましたので公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法第 28 条に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主は、外国人労働者の雇入れ又は離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働省(公共職業安定所)へ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)であり、数値は平成 30 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

### 【届出状況におけるポイント】

- 鳥取県内の事業主から届出のあった外国人労働者数は 2,755 人で、前年同期比 431 人、18.5%の増加 (平成 26 年以降 5 年連続の増加) となりました。
- 外国人を雇用する事業所数は 608 か所で、前年同期比 94 か所、18.3%の増加 となりました。
- 産業別の事業所数は、製造業が 201 か所(外国人雇用事業所全体の 33.1%) と最も多く、次いで卸売業、小売業が 71 か所(同 11.7%)、宿泊業、飲食サービス業が 55 か所(同 9.0%) であり、また、外国人労働者数では、製造業が 1,495 人(外国人労働者全体の 54.3%) と半数以上を占め、次いで教育、学習支援業が 189 人(同 6.9%)、卸売業、小売業が 145 人(同 5.3%) の順となりました。
- 事業所規模別による外国人雇用事業所数は、30 人未満の事業所が 316 か所(外国人雇用事業所全体の 52.0%) と半数以上を占め、小規模事業所での雇用傾向が強い状況にあります。
- 国籍別では、ベトナムが最も多く 992 人(外国人労働者全体の 36.0%)。次いで中国 684 人(同 24.8%)、フィリピン 370 人(同 13.4%)、インドネシア 159 人(同 5.8%) の順となりました。対前年伸び率でみると、ベトナム(37.0%)、インドネシア(32.5%)、フィリピン(21.7%) は増加したが、一方で中国(△1.7%) は減少傾向が続いています。
- 在留資格別では、「技能実習」が 1,519 人で、前年同期比 205 人、15.6%の増加(外国人労働者全体の 55.1%) と半数以上を占め、永住者や定住者など「身分に基づく在留資格」が 630 人で、前年同期比 82 人、15.0%の増加(同 22.9%)、「専門的・技術的分野の在留資格」は 350 人で、前年同期比 60 人、20.7%の増加(同 12.7%) となりました。

## (参照条文)

### 労働施策総合推進法

(昭和四十一年七月二十一日法律第百三十二号)[抄]

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項に規定する在留期間をいう。)その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### 労働施策総合推進法施行規則

(昭和四十一年七月二十一日労働省令第二十三号)[抄]

(外国人雇用状況の届出事項等)

第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号(第五号を除く。)に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項とする。

- 一 生年月日
- 二 性別
- 三 国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域
- 四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項前段の許可(以下「資格外活動の許可」という。)を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。
- 五 住所
- 六 雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地
- 七 賃金その他の雇用状況に関する事項

第十二条 外国人雇用状況届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

2 被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、前項の規定にかかわらず、当該外国人を雇い入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

## 「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（平成30年10月末現在）

（別表1）国籍別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

（別表2）産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

（別表3）在留資格別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

（別表4）国籍別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

（別表5）事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

（参考表）外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移（鳥取労働局）

(別表1) 国籍別・在留資格別外国人労働者数(鳥取労働局)

平成30年10月末現在

単位:人

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等		うち定住者
全国籍計	2,755	350 (12.7%)	157 (5.7%)	68 (2.5%)	1,519 (55.1%)	188 (6.8%)	170 (6.2%)	630 (22.9%)	431 (15.6%)	150 (5.4%)	5 (0.2%)	44 (1.6%)	0 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	684 【24.8%】	89 (13.0%)	57 (8.3%)	25 (3.7%)	347 (50.7%)	62 (9.1%)	54 (7.9%)	161 (23.5%)	100 (14.6%)	50 (7.3%)	1 (0.1%)	10 (1.5%)	0 (0.0%)
韓国	80 【2.9%】	30 (37.5%)	18 (22.5%)	2 (2.5%)	1 (1.3%)	8 (10.0%)	8 (10.0%)	39 (48.8%)	31 (38.8%)	7 (8.8%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)
フィリピン	370 【13.4%】	11 (3.0%)	6 (1.6%)	1 (0.3%)	53 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	305 (82.4%)	216 (58.4%)	57 (15.4%)	4 (1.1%)	28 (7.6%)	0 (0.0%)
ベトナム	992 【36.0%】	35 (3.5%)	17 (1.7%)	35 (3.5%)	842 (84.9%)	70 (7.1%)	67 (6.8%)	10 (1.0%)	5 (0.5%)	4 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
ネパール	7 【0.3%】	4 (57.1%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	159 【5.8%】	2 (1.3%)	1 (0.6%)	1 (0.6%)	141 (88.7%)	5 (3.1%)	5 (3.1%)	10 (6.3%)	8 (5.0%)	2 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	12 【0.4%】	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)	9 (75.0%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)
ペルー	3 【0.1%】	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	165 【6.0%】	125 (75.8%)	37 (22.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (2.4%)	2 (1.2%)	36 (21.8%)	20 (12.1%)	15 (9.1%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	84 【3.0%】	67 (79.8%)	8 (9.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (20.2%)	9 (10.7%)	7 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)
うちイギリス	13 【0.5%】	8 (61.5%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (38.5%)	2 (15.4%)	3 (23.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	283 【10.3%】	54 (19.1%)	18 (6.4%)	4 (1.4%)	135 (47.7%)	38 (13.4%)	33 (11.7%)	52 (18.4%)	37 (13.1%)	14 (4.9%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)

注1: 【 】内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率、( )内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2: 在留資格「特定活動」(②)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

## (別表2) 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数(鳥取労働局)

平成30年10月末現在

単位: 所、人、%

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
	うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負労働者 [比率]		
全産業計	608	18 [3.0]	100.0	2,755	67 [2.4]	100.0
A 農業、林業	26	0 [0.0]	4.3	92	0 [0.0]	3.3
うち 農業	25	0 [0.0]	4.1	91	0 [0.0]	3.3
B 漁業	38	0 [0.0]	6.3	115	0 [0.0]	4.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0 [0.0]	0.2	21	0 [0.0]	0.8
D 建設業	34	0 [0.0]	5.6	97	0 [0.0]	3.5
E 製造業	201	2 [1.0]	33.1	1,495	4 [0.3]	54.3
うち 食料品製造業	42	0 [0.0]	6.9	478	0 [0.0]	17.4
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	3	0 [0.0]	0.5	8	0 [0.0]	0.3
うち 繊維工業	58	0 [0.0]	9.5	407	0 [0.0]	14.8
うち 金属製品製造業	9	0 [0.0]	1.5	20	0 [0.0]	0.7
うち 生産用機械器具製造業	4	0 [0.0]	0.7	22	0 [0.0]	0.8
うち 電気機械器具製造業	34	1 [2.9]	5.6	189	2 [1.1]	6.9
うち 輸送用機械器具製造業	8	0 [0.0]	1.3	40	0 [0.0]	1.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0
G 情報通信業	7	0 [0.0]	1.2	34	0 [0.0]	1.2
H 運輸業、郵便業	14	1 [7.1]	2.3	48	3 [6.3]	1.7
I 卸売業、小売業	71	2 [2.8]	11.7	145	4 [2.8]	5.3
J 金融業、保険業	2	0 [0.0]	0.3	7	0 [0.0]	0.3
K 不動産業、物品賃貸業	3	0 [0.0]	0.5	4	0 [0.0]	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	10	0 [0.0]	1.6	11	0 [0.0]	0.4
M 宿泊業、飲食サービス業	55	0 [0.0]	9.0	141	0 [0.0]	5.1
うち 宿泊業	16	0 [0.0]	2.6	47	0 [0.0]	1.7
うち 飲食店	39	0 [0.0]	6.4	94	0 [0.0]	3.4
N 生活関連サービス業、娯楽業	10	0 [0.0]	1.6	25	0 [0.0]	0.9
O 教育、学習支援業	38	0 [0.0]	6.3	189	0 [0.0]	6.9
P 医療、福祉	38	1 [2.6]	6.3	63	2 [3.2]	2.3
うち 医療業	11	0 [0.0]	1.8	16	0 [0.0]	0.6
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	27	1 [3.7]	4.4	47	2 [4.3]	1.7
Q 複合サービス事業	5	0 [0.0]	0.8	9	0 [0.0]	0.3
R サービス業(他に分類されないもの)	34	12 [35.3]	5.6	138	54 [39.1]	5.0
うち 自動車整備業	2	0 [0.0]	0.3	2	0 [0.0]	0.1
うち 職業紹介・労働者派遣業	7	7 [100.0]	1.2	35	35 [100.0]	1.3
うち その他の事業サービス業	20	5 [25.0]	3.3	63	19 [30.2]	2.3
S 公務(他に分類されるものを除く)	19	0 [0.0]	3.1	118	0 [0.0]	4.3
T 分類不能の産業	2	0 [0.0]	0.3	3	0 [0.0]	0.1

注1: 産業分類は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に対応している。

注2: 「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3: 「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4: 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全産業計)に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(別表3) 在留資格別・産業別外国人労働者数(鳥取労働局)

平成30年10月末現在

単位: 人、%

	全産業計		うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業 (他に分類されないもの)	
	人数		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	2,755		97	3.5	1,495	54.3	34	1.2	145	5.3	141	5.1	189	6.9	63	2.3	138	5.0
①専門的・技術的分野の在留資格	350		3	0.9	51	14.6	24	6.9	7	2.0	30	8.6	87	24.9	1	0.3	21	6.0
うち技術・人文知識・国際業務	157		3	1.9	33	21.0	24	15.3	6	3.8	15	9.6	11	7.0	-	0.0	18	11.5
②特定活動	68		6	8.8	54	79.4	-	0.0	3	4.4	4	5.9	-	0.0	1	1.5	-	0.0
③技能実習	1,519		82	5.4	1,099	72.4	-	0.0	55	3.6	14	0.9	-	0.0	-	0.0	17	1.1
④資格外活動	188		-	0.0	27	14.4	7	3.7	23	12.2	62	33.0	57	30.3	1	0.5	7	3.7
うち留学	170		-	0.0	22	12.9	6	3.5	20	11.8	60	35.3	52	30.6	1	0.6	6	3.5
⑤身分に基づく在留資格	630		6	1.0	264	41.9	3	0.5	57	9.0	31	4.9	45	7.1	60	9.5	93	14.8
うち永住者	431		2	0.5	171	39.7	2	0.5	40	9.3	23	5.3	35	8.1	42	9.7	65	15.1
うち日本人の配偶者等	150		4	2.7	72	48.0	1	0.7	15	10.0	6	4.0	9	6.0	11	7.3	17	11.3
うち永住者の配偶者等	5		-	0.0	2	40.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	2	40.0
うち定住者	44		-	0.0	19	43.2	-	0.0	2	4.5	2	4.5	1	2.3	7	15.9	9	20.5
⑥不明	-		-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0

注1: 産業分類は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に対応している。

注2: 「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数(全産業計)に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

(別表4) 国籍別・産業別外国人労働者数(鳥取労働局)

平成30年10月末現在

単位: 人、%

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業(他に分類されないもの)	
	うち派遣・請負	構成比		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	2,755	67	2.4	97	3.5	1,495	54.3	34	1.2	145	5.3	141	5.1	189	6.9	63	2.3	138	5.0
中国 (香港等を含む)	684	15	2.2	15	2.2	381	55.7	21	3.1	33	4.8	46	6.7	48	7.0	16	2.3	29	4.2
韓国	80	1	1.3	1	1.3	9	11.3	-	0.0	8	10.0	7	8.8	22	27.5	8	10.0	2	2.5
フィリピン	370	33	8.9	6	1.6	186	50.3	7	1.9	23	6.2	17	4.6	2	0.5	27	7.3	64	17.3
ベトナム	992	9	0.9	56	5.6	757	76.3	-	0.0	46	4.6	45	4.5	5	0.5	2	0.2	23	2.3
ネパール	7	1	14.3	-	0.0	1	14.3	1	14.3	-	0.0	1	14.3	-	0.0	1	14.3	1	14.3
インドネシア	159	-	0.0	6	3.8	21	13.2	-	0.0	2	1.3	6	3.8	5	3.1	1	0.6	-	0.0
ブラジル	12	4	33.3	-	0.0	2	16.7	-	0.0	4	33.3	-	0.0	-	0.0	-	0.0	3	25.0
ペルー	3	-	0.0	-	0.0	1	33.3	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	2	66.7	-	0.0
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	165	4	2.4	-	0.0	5	3.0	3	1.8	2	1.2	1	0.6	60	36.4	1	0.6	14	8.5
うちアメリカ	84	2	2.4	-	0.0	1	1.2	1	1.2	-	0.0	-	0.0	24	28.6	1	1.2	2	2.4
うちイギリス	13	2	15.4	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	8	61.5	-	0.0	2	15.4
その他	283	-	0.0	13	4.6	132	46.6	2	0.7	27	9.5	18	6.4	47	16.6	5	1.8	2	0.7

注1: 産業分類は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に対応している。

注2: 「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数(全産業計)に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

(別表5) 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数 (鳥取労働局)

平成30年10月末現在

単位： 所、人、%

		事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比	一事業所あたりの外国人労働者数	
			うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負労働者 [比率]			うち派遣・請負労働者
	全事業所規模計	608	18 [3.0]	100.0	2,755	67 [2.4]	100.0	4.5	3.7
事業所労働者数	30人未満	316	3 [0.9]	52.0	987	7 [0.7]	35.8	3.1	2.3
	30～99人	164	6 [3.7]	27.0	710	15 [2.1]	25.8	4.3	2.5
	100～499人	91	9 [9.9]	15.0	767	45 [5.9]	27.8	8.4	5.0
	500人以上	23	- [0.0]	3.8	264	- [0.0]	9.6	11.5	-
	不明	14	- [0.0]	2.3	27	- [0.0]	1.0	1.9	-

注1：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

(参考表) 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移 (鳥取労働局) (平成28年～平成30年)

(参考-1) 外国人雇用事業所数・外国人労働者数 (総数)

(単位：所、人)

	平成28年	対前年増減比	平成29年	対前年増減比	平成30年	対前年増減比
<b>事業所数</b>	<b>464</b>	15.7%	<b>514</b>	10.8%	<b>608</b>	18.3%
派遣・請負	13	18.2%	16	23.1%	18	12.5%
<b>外国人労働者数</b>	<b>2,109</b>	17.3%	<b>2,324</b>	10.2%	<b>2,755</b>	18.5%
派遣・請負	31	40.9%	54	74.2%	67	24.1%

注1：事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末現在。

注2：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び事業所に就労している外国人労働者数を示す。

## (参考-2) 外国人雇用事業所数 (産業別)

(単位: 所)

	平成28年	対前年増減比	平成29年	対前年増減比	平成30年	対前年増減比
事業所総数	464	15.7%	514	10.8%	608	18.3%
建設業	17	70.0%	25	47.1%	34	36.0%
製造業	176	15.0%	184	4.5%	201	9.2%
情報通信業	8	100.0%	7	-12.5%	7	0.0%
卸売業、小売業	41	7.9%	49	19.5%	71	44.9%
宿泊業、飲食サービス業	32	14.3%	38	18.8%	55	44.7%
教育、学習支援業	35	2.9%	40	14.3%	38	-5.0%
医療、福祉	27	12.5%	31	14.8%	38	22.6%
サービス業 (他に分類されないもの)	24	9.1%	26	8.3%	34	30.8%
その他	104	18.2%	114	9.6%	130	14.0%

注1: 各年10月末現在。

注2: 本表の産業別のデータは、日本産業分類 (平成25年10月改定) に対応している。

(参考-3) 外国人雇用事業所数 (事業所規模別)

(単位：所)

	平成28年	対前年増減比	平成29年	対前年増減比	平成30年	対前年増減比
事業所総数	464	15.7%	514	10.8%	608	18.3%
30人未満	234	23.2%	257	9.8%	316	23.0%
30～99人	135	10.7%	149	10.4%	164	10.1%
100～499人	70	6.1%	79	12.9%	91	15.2%
500人以上	19	11.8%	21	10.5%	23	9.5%
不明	6	0.0%	8	33.3%	14	75.0%

注：各年10月末現在。

## (参考-4) 外国人労働者数 (国籍別)

(単位：人)

	平成28年	対前年増減比	平成29年	対前年増減比	平成30年	対前年増減比
外国人労働者総数	2,109	17.3%	2,324	10.2%	2,755	18.5%
中国（香港等を含む）	724	-7.9%	696	-3.9%	684	-1.7%
韓国	64	4.9%	71	10.9%	80	12.7%
フィリピン	243	34.3%	304	25.1%	370	21.7%
ベトナム	597	47.8%	724	21.3%	992	37.0%
ネパール	4	100.0%	4	0.0%	7	75.0%
インドネシア	86	34.4%	120	39.5%	159	32.5%
ブラジル	7	-12.5%	9	28.6%	12	33.3%
ペルー	2	0.0%	2	0.0%	3	50.0%
G7/8+オーストラリア+ニュージーラン	147	16.7%	157	6.8%	165	5.1%
うちアメリカ	85	32.8%	88	3.5%	84	-4.5%
うちイギリス	11	-8.3%	13	18.2%	13	0.0%
その他	235	41.6%	237	0.9%	283	19.4%

注：各年10月末現在。

## (参考-5) 外国人労働者数 (在留資格別)

(単位：人)

	平成28年	対前年増減比	平成29年	対前年増減比	平成30年	対前年増減比
外国人労働者総数	2,109	17.3%	2,324	10.2%	2,755	18.5%
専門的・技術的分野	273	11.0%	290	6.2%	350	20.7%
うち技術・人文知識・国際業務	121	2.5%	134	10.7%	157	17.2%
特定活動	43	30.3%	53	23.3%	68	28.3%
技能実習	1,236	17.7%	1,314	6.3%	1,519	15.6%
資格外活動	92	24.3%	119	29.3%	188	58.0%
うち留学	75	15.4%	106	41.3%	170	60.4%
身分に基づく在留資格	465	17.7%	548	17.8%	630	15.0%
うち永住者	306	18.6%	364	19.0%	431	18.4%
うち日本人の配偶者	123	16.0%	141	14.6%	150	6.4%
うち永住者の配偶者	5	150.0%	6	20.0%	5	-16.7%
うち定住者	31	6.9%	37	19.4%	44	18.9%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

注1：各年10月末現在。

注2：平成22年7月の入管法改正により、在留資格「技能実習」が新設され（以前は「特定活動」）、在留資格「留学」と「就学」が「留学」に一本化された。